

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十六号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十五年広島県規則第百八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録事項) 第五条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 氏名</p> <p>三 一六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録事項の変更) 第六条 二級建築士又は木造建築士は、前条第一項第二号又は第二項第一号(氏名に限る。) に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から三十日以内に、別記様式第二号の三による登録事項変更届出書によつて知事に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(登録事項) 第五条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 氏名、生年月日及び性別</p> <p>三 一六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録事項の変更) 第六条 二級建築士又は木造建築士は、前条第一項第二号又は第二項第一号(氏名、生年月日及び性別に限る。)に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から三十日以内に、別記様式第二号の三による登録事項変更届出書によつて知事に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。